

令和4年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月11日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 7 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程10 議案第6号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）
日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君

6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年10月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は6番木内昌秀委員、7番吉田武委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を報告いたします。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について2件受理しております。2件とも所在は浮島字関谷でございます。田3筆、2, 345㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

2ページから5ページまでの5件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものであります。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」を報告いたします。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書6ページ、7ページの4件になります。申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。なお、申請番号4番の解約通知日が令和4年9月29日になっておりますが、8月29日の誤りですので訂正をお願いいたします。申し訳ありません。報告は以上です。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条(委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。なお、申請番号6番から9番につきましては、関連する案件がありますので、議案第3号で一括して審議いたします。申請番号5番までについて、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 8ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

申請番号1番から5番でございます。売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 犬塚字天神、畑1筆、1,490㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため買い受けるものでございます。

申請番号2番 阿波字阿波、田1筆、2,929㎡、申請番号3番 堀之内字堀之内、田1筆、1,004㎡、申請番号4番 駒塚字榎町、外11地区、田11筆、畑8筆、10,599㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号5番 八筋川字ト杭、畑1筆、412㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、受贈するものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から5番までの説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番(横田悌次君) 3番横田です。申請番号1番について、報告いたします。

10月10日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は210日、経営面積50アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番(高須一郎君) 16番高須です。申請番号2番について、報告いたします。

10月5日に田仲推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は250日、経営面積1,100アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号3番について、報告いたします。

10月1日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、耕運機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積250アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号4番について、報告いたします。

10月5日に中沢推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台です。水稻作業全般において、不足している農機具に関しては、龍ヶ崎市〇〇〇〇さんから借り受けし、作業においても一緒に作業しているということです。農作業従事日数は150日、経営面積116アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号5番について、報告いたします。

10月5日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、耕運機1台、トラック1台で農作業につきましては、委託をして農業経営を行っています。農作業従事日数は180日、経営面積136アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号5番までを採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 11ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 上須田字上須田、田1筆、490㎡についてですが、申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在アパートにて生活しておりますが、将来のことを考え、実家の隣に自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、軽量鉄骨2階建て、57.57㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は、下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号1番について、去る5日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号6番から9番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号5番までについて事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 12ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 下太田字新宿、畑2筆、1, 369㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号2番 神宮寺字大道、畑3筆、1, 436㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、550ワットパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、小売電気事業の登録済で東電との接続契約も了しております。

申請番号3番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、414㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、建築業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから申請に及んだものでございます。

申請番号4番 橋向字立野、田3筆、2, 964㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域除外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、建築業を営んでおりますが、事業拡大に伴い資材置場が不足していることから申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号5番 浮島字真崎、畑1筆、427㎡についてですが、申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在アパートにて生活しておりますが、家族が増えることから自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、82.38㎡の自己住宅を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第3号申請番号1番から5番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、去る5日、荒井推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号2番について、去る5日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありません

でした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号3番について 去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号4番について、去る5日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号5番について、去る5日、武内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」の申請番号1番から5番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号の申請番号6番から9番と議案第3号の申請番号6番から9番が、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 9ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号6番 江戸崎字小角、畑1筆、2,487㎡、申請番号7番 江戸崎字小角、畑1筆、2,424㎡、申請番号8番 江戸崎字小角、畑1筆、1,946㎡、申請番号9番 浮島字神落、田1筆、1,102㎡、次に、14ページをお開き願います。

議案第3号 申請番号6番 江戸崎字小角、畑1筆、0.45㎡、申請番号7番 江戸崎字小角、畑1筆、0.46㎡、申請番号8番 江戸崎字小角、畑1筆、0.48㎡、申請番号9番 浮島字神落、田1筆、0.31㎡についてですが、営農型太陽光発電施設として3年前に許可を受け、下部農地でブルーベリーを栽培し、パネル設置のための支柱部分を一時的に転用していたものを期間延長するものでございます。転用期間は令和7年11月10日までの3年間で、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上、議案第1号申請番号6番から9番、議案第3号申請番号6番から9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号6番から8番と議案第3号申請番号6番から8番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。議案第1号申請番号6番から8番、および議案第3号申請番号6番から8番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、議案第1号申請番号9番と議案第3号申請番号9番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。議案第1号申請番号9番、及び議案第3号申請番号9番営農型太陽光発電について、去る5日、武内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

墳本委員。

○1番（墳本典勇君） 太陽光発電施設は転用、営農型太陽光発電施設の場合は一時転用、転用の形態を説明してください。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 営農型太陽光施設は太陽光パネルを設置するために支柱部分だけの転用になるが、下部農地で営農されていない場合は転用期間で終了し、設備を撤去していただくよ

うになります。きちんと営農されていれば今回のように再度の許可申請になりますので、恒久的な転用とは若干違います。

○1番（墳本典勇君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございせんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号6番から9番と、議案第3号「農地法第5条（知事）」の申請番号6番から9番を一括採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 15ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付28件でございます。

申請番号1番 上根本字別府台、畑1筆、147㎡、申請番号2番 上根本字宮向、畑1筆、270㎡、申請番号3番 上根本字別府台、畑1筆、200㎡、申請番号4番 上根本字宮脇、畑1筆、787㎡、申請番号5番 上根本字宮向、畑1筆、166㎡、申請番号6番 上根本字宮向、畑1筆、121㎡、申請番号7番 上根本字朝日向久保、畑2筆、626㎡、申請番号8番 上根本字別府台他1地区、畑3筆、1,180㎡、申請番号9番 下根本字宮向、畑1筆、385㎡、申請番号10番 上根本字別府台、畑1筆、168㎡、申請番号11番 上根本字宮向他1地区、畑2筆、1,368㎡、申請番号12番 上根本字宮向、畑1筆、938㎡、申請番号13番 上根本字別府台他1地区、畑4筆、886㎡、申請番号14番 上根本字別府台、畑2筆、372㎡、申請番号15番 上根本字宮向他1地区、畑2筆、380㎡、申請番号16番 上根本字別府台他1地区、畑2筆、515㎡、申請番号17番 上根本字別府台、畑1筆、96㎡、申請番号18番 上根本字宮向、畑1筆、787㎡、申請番号19番 上根本字別府台、畑1筆、190㎡、申請番号20番 上根本字宮脇、畑1筆、128㎡、申請番号21番 上根本字宮脇、畑1筆、158㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号22番 上根本字天神前、畑1筆、643㎡についてですが、平成8年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号23番 清水字新畑、畑4筆、1,273㎡、申請番号24番 清水字新畑、畑1筆、545㎡、申請番号25番 清水字神屋、畑1筆、294㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号26番 浮島字真崎、畑1筆、49㎡についてですが、平成6年頃より宅地として利用され、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号27番 浮島字宮ノ脇、畑3筆、928㎡、申請番号28番 浮島字宮ノ脇、畑2筆、497㎡についてですが、平成8年頃より宅地として利用され、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から22番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。申請番号1番から22番について、去る5日、遠藤委員と推進委員の野村委員、沼崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号1番から21番については現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。次に、申請番号22番については、平成8年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号23番から25番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号23番から25番について、去る5日、内田委員と推進委員の中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号26番から28番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号26番から28番について、去る5日、高須委員と推進委員の武内委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。申請番号26番については平成6年頃より、申請番号27番、28番については、平成8年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 9 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 23 ページをお開き願います。

議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、4 件、4 筆、4,732㎡、再設定が、1 件、1 筆、160㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 5 号「基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 6 号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 26 ページをお開き願います。

議案第 6 号【中間管理権：基盤法】基盤強化法第 19 条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、5件、17筆、27,938㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 29ページをお開き願います。

議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規配分が5件、17筆、27,938㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後2時58分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

6 番 委 員 木 内 昌 秀

7 番 委 員 吉 田 武